

### 平成20年4月1日から届出が必要となります。 「家を建てる・壊す」「外壁や屋根を直す」「看板を取付ける」等をする場合

市では、“美しい風景都市・青梅”をめざして、平成16年6月に「青梅市の美しい風景を育む条例」を定めました。この条例にもとづき、歴史的街なみと一体に景観の形成を図る必要がある区域として「青梅駅周辺景観形成地区・景観形成計画・景観形成基準」を平成19年7月に決定しました。

この区域指定等は、平成16年から行ってきた座談会やシンポジウムの参加者、地域内で組織された「青梅宿の景観を育む会」からの提案を受け、地区内の土地・家屋の所有者、住民、事業者、国等の意見を伺い決定したものです。

この区域においては、良好な街なみの形成を誘導していくために、「家を建てる・壊す」「外壁や屋根を直す」「看板を取付ける」等をする場合、届出が必要となります。また、届出にあたっては、景観形成基準に適合することが必要となります。



## ● 青梅駅周辺景観形成地区

### ● 景観形成地区とは

「景観形成地区」は、優れた景観づくりを計画的に進めていく地区で「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづいて定めるものです。指定を受けた地区は、積極的に景観整備・修景を進めていくための景観形成計画を策定します。また、地区内で建築物等の新築・増築・改築や意匠の変更などの行為を行う場合は、この条例による届出が必要になります。そして、届出の行為は景観形成基準に適合することが必要になります。

### ● 青梅駅周辺景観形成地区の区域

青梅宿として発展し、歴史的建築物等も多く残されている西分町から森下町の青梅街道沿いを中心とした区域を「青梅駅周辺景観形成地区」として決定しました。

この地区は、江戸後期から昭和初期までに建てられた町屋・店蔵・土蔵・石蔵・看板建築など、まちの歴史・文化・産業と密接なかかわりを持つ多様な建物が、街なみの特徴づけています。一方、近年建て替え等が進むなかで、特に積極的に修景整備を図る必要性・緊急性が高い地区でもあります。

